

八戸市中心市街地のまちづくりに関する覚書

八戸市（以下、「甲」という。）と八戸工業大学（以下、「乙」という。）と株式会社まちづくり八戸（以下、「丙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、中心市街地のまちづくりに関し、甲、乙及び丙が連携を図ることにより、中心市街地活性化とそれに係わる人材育成を推進することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力する。

- （1）中心市街地のまちづくりに関する課題の抽出及び選定
- （2）上記（1）により抽出及び選定された課題に対する改善方策の検討
- （3）上記（1）及び（2）を通じた人材の育成
- （4）その他必要と認める事項

（秘密の保持）

第3条 甲、乙及び丙は、前条各号の連携協力により相手方から提供された情報について、事前の了承なく第三者に開示・漏洩しない。また本覚書の目的以外に提供された情報を利用しない。

（覚書の期間）

第4条 本覚書の有効期間は、平成33年3月末日までとする。ただし、有効期限満了の前月末日までに、甲、乙及び丙のいずれかから本覚書を更新したい旨の書面による意思表示を行った場合は、協議の上、本覚書の期間を延長することができるものとする。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本覚書を3通作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ1通を保有するものとする。

平成28年10月21日

甲：青森県八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市長

小林 真

乙：青森県八戸市大字妙字大開88番地1号

八戸工業大学

学 長

長瀬 明

丙：青森県八戸市大字堀端町2番3

株式会社まちづくり八戸

代表取締役

福島 哲男